

シンポジウム「地方自治と個人情報保護」基調講演

2022.2.19 弁護士 森田明

講師の紹介

森田明（もりたあきら） 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

1982年 弁護士登録

2004年から2011年 神奈川大学法科大学院教授

2011年から2014年 内閣府情報公開・個人情報保護審査会常勤委員

現在、日弁連情報問題対策委員会委員、神奈川県・逗子市・葉山町・神奈川県後期高齢者医療広域連合の個人情報保護に関する審議会等の委員。

主な略語

「個人情報保護法」「個情法」←個人情報の保護に関する法律

「行政機関個人情報保護法」「行個法」←行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

「改正法」←2021年改正個人情報保護法

「個情委」←個人情報保護委員会

「最終報告」←内閣官房個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースの「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」

「規律の考え方」←個情委の「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方」

「ガイドライン案」←個情委の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案」
(令和4年1月)

資料1 「概要資料」（抄） 個情委ウェブサイトより

資料2 「規律の考え方」 個情委ウェブサイトより

資料3 「令和3年個人情報保護法 政令、規則、公的部門ガイドライン（行政機関等編）の改正案」（抄） 個情委ウェブサイトより

資料4 「最終報告」「改正法条文」「附帯決議」（いずれも抄）

（参考文献など）

- ・宇賀克也『個人情報保護法制の一元化』行政法研究 2021年5月号
- ・犬塚克（横浜市市民局市民情報室長）「一自治体の現場から見た改正個人情報保護法の課題」自治実務セミナー2021年9月号
- ・宇賀克也編著『自治体職員のための2021年個人情報保護法解説』2021年11月、第一法规

- ・日弁連「地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書」（2021年11月16日）日弁連ウェブサイトから入手可
- ・日弁連情報問題対策委員会編『個人情報保護法改正に自治体はどう向き合うべきか』2022年1月、信山社
- ・神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の最近の議事録、審議資料（神奈川県のウェブで公表）
*神奈川県弁護士会情報問題対策委員会有志「地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の実情と今後」専門実務研究16号（専門実務研究は神奈川県弁護士会発行の論文集。2022年3月に刊行予定であり、刊行後は神奈川県弁護士会のウェブから入手可能）

第1 個人情報保護法の2021年（令和3年）改正に至る経緯

1 個人情報保護法制のあゆみ

- 1970年代半ば以降 地方公共団体(主に市・町)で個人情報保護条例制定
- 1980年9月 OECD（経済協力開発機構）理事会勧告の8原則
- 1988年12月 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律
(旧行政機関個人情報保護法→旧行個法) 成立
- 1990年3月 神奈川県個人情報保護条例制定（都道府県で初）
→都道府県レベルでも制定進む
- 1999年8月 改正住民基本台帳法成立、住基ネットの導入へ
→附則で個人情報保護法制の整備が求められる
- 2003年5月 個人情報保護関連5法（個情法、改正行個法など）成立
- 2013年5月 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(番号法、マイナンバー法) 成立
- 2015年9月 個人情報保護法改正
→個人情報保護委員会が監督機関に、附則で「施行後3年ごと見直し」
目的規定で個人情報の利活用を強調、匿名加工情報の導入
- 2016年～ 官民データ活用推進基本法等、ビッグデータの活用などを促進する法律、閣議決定等続く
- 2017年5月 改正個情法、改正行個法施行
→総務省、改正行個法に合わせた条例改正を地方公共団体に求める
地方公共団体は、匿名加工情報など利活用拡大のための改正には消極的
- 2018年5月 GDPR（EUの一般データ保護規則）施行

2 2021年改正の経緯

- 2019年12月 個情委「個人情報保護法 3年ごと見直し制度改正大綱」
- 2020年 個人情報保護法改正

これに並行して、次の改正課題として、「2000 個問題」対応
→個人情報保護条例に共通ルールを

(2019. 12～20. 7) 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会 →とりまとめなし

(2019. 12～) 内閣官房タスクフォース
→ (2020. 3～) 個人情報保護制度の見直しに関する検討会

2020 年 9 月 菅内閣誕生 「デジタル庁」が目玉政策に
情報の利活用のために支障となる個人情報保護条例の画一化、保護緩和へ

2020 年 12 月 内閣官房タスクフォースの「最終報告」

2021 年 2 月 デジタル改革関連法案を上程 (その一部であるデジタル社会形成整備法の
さらに一部として個人情報保護法の 2 段階の改正制度の見直しを含む)
→わかりにくくい法案、国会の議論不十分
平井デジタル大臣答弁「個人情報保護条例はリセットする」

2021 年 5 月 デジタル改革関連法成立

2021 年 6 月 個人情報保護委員会、「規律の考え方」(国の行政機関等・地方公共団体)
を提示、地方公共団体への周知進める

2022 年 2 月 ガイドライン案についての意見募集開始

2023 年 4 月 改正法 51 条 (条例画一化に関する改正部分) の施行予定

3 個人情報保護法制整備における地方公共団体の先進性とは

(1) 旧行個法と当時の個人情報保護条例の主な相違点

| | 旧行政機関法 | 神奈川県条例 | 藤沢市条例 |
|------------|-------------------------|---------------------|--------------------------|
| 制定時期 | 昭和 63 年 (1988 年) | 平成 2 年 (1990 年) | 昭和 62 年 (1987 年) |
| 対象 | 行政機関のみ 電算情報のみ | 議会も対象 マニュアル情報も含む | 議会も対象 マニュアル情報も含む |
| 登録・公表 | 個人情報ファイル簿 (例外多数) | 個人情報事務登録簿 (例外なし) | 個人情報取扱業務の届出、登録 (例外なし) |
| 要配慮個人情報 | なし | センシティブ情報の取扱制限 | センシティブ情報の取扱制限 |
| 本人外収集の制限 | なし | あり | あり |
| オンライン結合の制限 | なし | 制限規定あり | 制限規定あり |
| 開示請求権 | あり (ただし教育、医療、刑事事件関係は除外) | あり | あり |
| 訂正請求権 | 権利ではなく「訂正 | あり | あり |

| | の申出」 | | |
|-----------|------|------------------------|----------------------------|
| 削除請求権 | | あり（訂正請求に含める） | あり（独自の規定あり） |
| 利用停止請求権 | なし | 権利ではなく「是正の申出」 | 中止等請求権 |
| 第三者機関 | なし | 個人情報保護審査会 個人情報保護審議会 | 個人情報保護審査会 個人情報保護制度運営審議会 |
| 民間事業者への対応 | なし | 事業者への指導、業務登録、勧告・公表の仕組み | 事業者への指導、勧告・公表の仕組み |

条例の特色

- 対象が広範囲

議会も対象に、民間事業者への指導も、マニュアル情報と電算情報の両方を対象に

- 取扱制限+例外条項+審議会関与による個別解除を基本とする

センシティブ情報の取扱制限、本人外収集の制限、目的外利用・提供の制限、オンライン結合の制限

- 審議会に大きな役割

住民代表も含む構成、公開性

- 権利保障の範囲

個人情報保護法の制定、同法の2015年改正の影響で、両者はだんだん近づいてはいたが、相違点は少なくなかった

（2）法改正による条例の「標準化」について

共通ルール→行個法と条例を比較検討してモデルを作るべきではなかったか

行個法をそのまま一方的に地方公共団体に適用したため、地方公共団体は従来の水準の維持と法に基づく運用の間で困惑

第2 2021年改正（51条関係）に関する国の解釈と問題点

1 個人情報保護法見直しの全体像 資料1

2 国の解釈運用方針 「規律の考え方」（資料2）及び「ガイドライン」（資料1）から

（1）定義について 資料2「1」 3頁

統一する 例えば 「個人情報」の定義

死者の情報は含まないことに（資料2「6」 8頁）

→ただし別の条例で規制することはできる

定義の統一は必要かもしれないが、従来の運用との整合性などの問題

（2）個人情報ファイル簿 資料2「3」 5頁

国の仕組みを義務付け

従来、地方公共団体が採用してきた「個人情報取扱事務登録簿」で代えることは認めない

が、両方実施することは認める

→個人情報ファイル簿に切り替えるとした場合でも、「個人情報取扱事務登録簿」については基本的に例外はないのに、個人情報ファイル簿については例外（対象外とされるもの）が多く、その部分については登録簿で対応するのか等の問題あり

(3) 開示、訂正、利用停止関係 資料2「4」 6頁

条例への委任が比較的広く認められている

開示請求が訂正請求等の前提とされるのは従来の条例の仕組みからすれば権利制限になるのでは

行政機関で認められなかった任意代理人による開示等請求が認められることに。ただし自治体が独自の判断で慎重に代理請求の範囲を広げてきたことは否定される

開示請求等に対する決定までの期間及び延長期間の問題

(4) 行政機関等匿名加工情報 資料2「5」 7頁

地方自治体についても法律により義務付けられることに（当面は都道府県及び指定都市）

リスク大、自治体は技術的にも対応できるか

提案募集の範囲をどう考えるか

←国について基地騒音訴訟の原告名簿が提案募集の対象とされたがその後除外された件

(5) 地方議会についての個人情報保護条例 資料2「6」 8頁

国は（相談には乗るが）関与しないというが、どうなるのか

(6) 条例要配慮個人情報 資料2「6」 8頁

要配慮個人情報の範囲については条例により拡大できる

しかし、要配慮個人情報について、取得や提供についての制限を設けることは許さない

→要配慮個人情報の規定を置く意味がなくなるのでは、個人情報保護法では民間事業者については取得、提供を規制している

(7) オンライン結合制限 資料2「6」 8頁

デジタル化推進に反るので、制限することは許されないという考え方

→状況は違ってきたとはいっても、むしろデジタル社会だからこそ必要では

神奈川県のように、審議会付議は不要だが、公益性と安全管理を要件としている規定も許されないので

(8) 審議会への諮問 資料2「6」 8頁、資料3「3④」 4頁

審議会の性格が変化、諮問事項は限定的に

個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に諮問すること（これまでの最も重要な役割、条例の基本的構造）を認めないと

個人情報取扱の政策決定における、住民参加、透明性の否定

→今後の審議会の構成、運用をどうするか

・住民代表を構成員に入れることは認めるもよう（令和3年11月のQ&A7-1-4）

・審議事項の範囲は明らかではない

改正法に定めのない項目（要配慮個人情報の取扱い制限、本人外収集の制限、オンライン結合の制限）などについて、先行する条例で定めがあるのに、法に定めがないから条例で規制することは許されなくなる（審議会の諮問事項にできなくなる）という解釈への疑問

「最終報告」のいう「個人情報保護制度の運用についての調査審議やその在り方についての意見具申の役割を規定している例も多く見られるが、このような役割は今後も求められる」「定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議」は認めるのか、これらはどういうことを指すのか

大量の個人情報の提供を伴う施策について、「提供制限の例外」という観点ではなく、「任意に提供することの妥当性」について諮問することはできないのか（例えば次世代医療基盤法に基づくビックデータ化のための医療情報の提供）。あるいは、個人情報保護審議会にではなく、別の（例えば医療政策の）審議会に諮問することも許されないので

3 地方自治、条例制定権等との関係

（1）憲法等の観点からの問題

既存の条例がある分野について法律で一律に規制を設けるのは異例

しかも個人情報保護の分野では条例が先駆的な役割（宇賀氏の指摘など）

→地方自治の本旨に照らし問題では

法律により統一化することで個人情報保護の後退を招くことになれば、合理性を欠く制約として条例制定権を侵害するのでは

（2）個情委の役割について

憲法、地方自治法の趣旨からも地方公共団体にかかわる法令の解釈について地方公共団体は自律的、主体的に行うべき

→加えて、改正法5条、附帯決議、「最終報告」などに照らしても、地方公共団体は地域の特性に応じて必要な個人情報保護の施策を取ることが義務付けられている

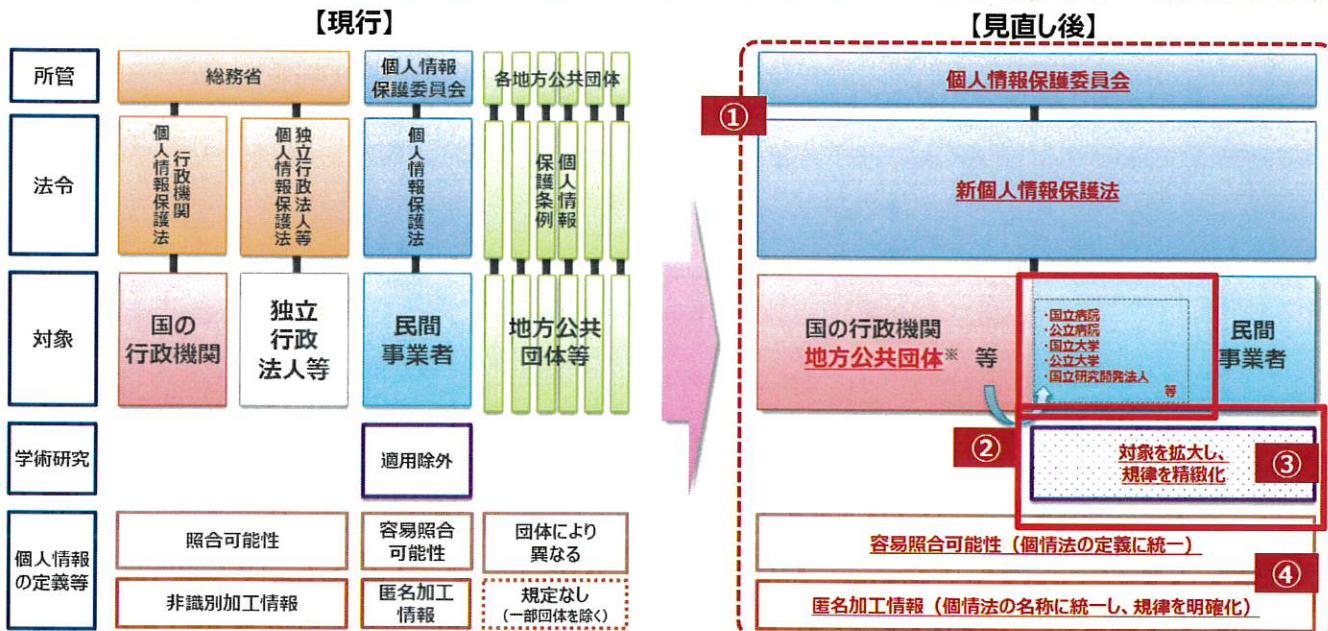
個情委が「法の解釈運用を一元的に担う」として、地方公共団体の主体的な解釈を否定するとなったら問題（かえって地方公共団体の能力低下をもたらす）

→個情委は地方公共団体の実情と意見に十分耳を傾けた上で、それらを調整することにより、解釈運用の統一的な方針を示すのが役割。

個情委が個別の問題への対応も含めて地方公共団体にあらかじめ指示をするようなことになれば監督機関としての立場を逸脱することに

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合とともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

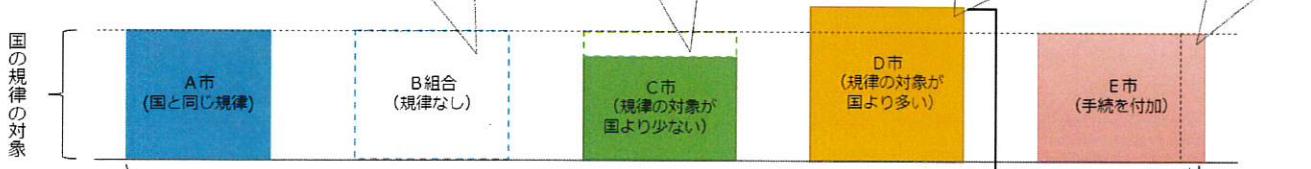
<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
 - 等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) 「条例を配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



別紙2

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方

（令和3年個人情報保護法改正関係）

令和3年6月



趣旨

- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法（以下、令和3年改正法）による個人情報保護法の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を、個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。
- 個人情報保護委員会としては、公的部門に対する規定の解釈等について、今後、ガイドライン等を通じて示すこととなるが、令和3年改正法の施行期日は、国の行政機関・独立行政法人等については、法の公布の日（令和3年5月19日）から1年以内で政令で定める日から、地方公共団体・地方独立行政法人については、法の公布の日（令和3年5月19日）から2年以内で政令で定める日から施行されるなど、段階的な施行が予定されており、ガイドライン等も段階的に、策定・改訂することが予定される。
- このため、予め現時点において、公的部門全体を通じた規定の解釈等の概略を示すことで、国の行政機関等、地方公共団体等の関係者の施行に向けた着実な対応を促す。また、これを契機とした関係者との対話を通じて、委員会として解釈等を示すことが有用な論点等を把握し、今後のガイドライン等の策定に活かすこととする。

- 本資料の記載の内容については、今後の検討を進めていくなかで、最終的なガイドライン等の記載事項との差異が生じる可能性がある。
- なお、令和3年改正法による改正後の個人情報保護法における公的部門に対する規律は、多くの規定において、国の行政機関等と地方公共団体等に共通している。本資料の記述も、特に記載のない限り、両方に共通するものとして提示する。

I. 公的部門における個人情報保護の規律

- 本資料において条文番号は、令和5年春施行予定のデジタル社会形成整備法第51条による改正後のもの。
 - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和4年春施行予定）
民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
 - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和5年春施行予定）
(民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、) 地方公共団体についても個人情報保護法が適用。
- また、本資料において「令和2年改正法」とは、令和2年6月12日に公布された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年第44号）をいう。

1. 定義関係

- 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義については、公的部門に適用される部分も含め、令和2年改正後の個人情報保護法の解釈運用を踏襲する形で統一する。
- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、令和2年改正後の個人情報保護法で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
※新たに設けられた「条例要配慮個人情報」の用語については、6. を参照のこと。
- 上記のほか、「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲する。

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係

- 改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後、ガイドライン等を整備する。
 - ・ 個人情報の保有の制限等（法第61条）
 - 利用目的の特定
 - 保有の制限
 - 利用目的の変更
 - ・ 利用目的の明示（法第62条）
 - ・ 正確性の確保（法第65条）
 - ・ 利用及び提供の制限（法第69条）
- 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備する。
 - ・ 不適正な利用の禁止（法第63条）
 - ・ 適正な取得（法第64条）
 - ・ 漏えい等の報告等（法第68条）：委員会への報告義務、本人への通知義務
 - ・ 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）
 - ・ 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）
 - ・ 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）
- また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備する。
 - ・ 安全管理措置（法第66条）
 - ・ 従事者の義務（法第67条）
 - ・ 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

4

3. 個人情報ファイル関係

- 国の行政機関については、改正後の個人情報保護法第5章第3節に規定する個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第74条）
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- また、独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）については、個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の独立行政法人等個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）については、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律の適用は無いものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用する。
- なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている「個人情報取扱事務登録簿」に関する運用については、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。（法第75条第5項）

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

5

4. 開示、訂正及び利用停止関係

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、開示、訂正及び利用停止に関する規律（法第5章第4節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を基本的に踏襲する。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか開示等請求を行うことが認められていなかつたところ、令和3年改正法により任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しては、国と同様の規律が原則として適用されることになるが、地方公共団体毎に定められている情報公開条例との整合性を確保するため、非開示情報、開示等手続細則及び審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

【条例と開示等手続きとの関係】

- 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること（法は原則として請求から30日以内と規定。）
 - ◆ 手数料を無料又は従量制とすること
- ※ 口頭開示について、許容されるとすればどのような場合・範囲で可能かについて今後整理予定。
- 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

6

5. 行政機関等匿名加工情報関係

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、行政機関等匿名加工情報に関する規律（法第5章第5節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しては、国と同様の規律が適用されることになるが、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとする。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

8

7. 規律移行法人関係

- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、民間部門の規律が適用される。

※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第2に掲げる次の法人等をいう。

 - 沖縄科学技術大学院大学学園
 - 国立研究開発法人
 - 国立大学法人
 - 大学共同利用機関法人
 - 独立行政法人国立病院機構
 - 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - 放送大学学園
- 他方、政府の一部を構成する独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第124条第2項、第127条及び第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。
- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。
- なお、法第66条第2項第3号及び第4号の規定により、民間部門の個人情報の取扱いに係る規律が適用される独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合は、（民間部門ではなく）公的部門における安全管理措置義務が適用される。
- また、上記の政令で定める業務に従事している者又は従事していた者については、行政機関等の職員等と同様、法第176条及び第180条の罰則の対象となる。

9

令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・公的部門ガイドライン案について



令和4年1月

1 個人情報保護法施行令等の一部を改正する政令案等（概要）

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正により、地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関する規定を法で規定することとなることに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

※整備法第50条による法の改正（行政機関・独立行政法人等）については、令和4年4月1日施行予定で措置済。
- 具体的には、以下の2つの政令案により必要な措置を行う。
 - ◆ 個人情報保護法施行令等の一部を改正する政令案（①）
 - ◆ 整備法の一部の施行期日を定める政令（施行日政令）案（②）

政令案の概要

①個人情報保護法施行令の改正

- 保有個人情報は、行政文書・法人文書・地方公共団体等行政文書に記録されている個人情報に限るとされているところ（法第60条第1項）、地方公共団体等行政文書から除外するものとして、公報（国の官報に相当）等や公文書館等で特別の管理がされているものを規定
- 新たに民間部門の規律を受けることとなる地方独立行政法人（主として試験研究等を行う法人、公立大学・病院を運営する法人）が行う、公権力の行使を含む一定の業務（例：医療観察法第2条第4項に規定する指定入院医療機関としての業務）については、引き続き行政機関等と同様の安全管理措置も講ずべきことを規定
- 地方公共団体の機関・地方独立行政法人から保有個人情報の開示を受ける者について、（行政機関・独立行政法人等と同様）送付に要する費用を納付して写しの送付を求めることができる旨を規定

②施行日政令

※行政手続法第3条（適用除外）第2項第1号（法律の施行期日について定める政令）に該当するため、意見公募手続は行わない。

- 整備法第51条の施行日について、同法では公布の日（令和3年5月19日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされていたところ、令和5年4月1日に定めるもの

2 個人情報保護法施行規則の一部を改正する規則案（概要）

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正により、地方公共団体等における個人情報等の取扱いに関する規定を法で規定することとなることに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

※整備法第50条による法の改正（行政機関・独立行政法人等）については、令和4年4月1日施行予定で措置済。

規則案の概要

①漏えい等の報告等を要する事態の追加

- 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則で定めるものが生じたときは、委員会への報告及び本人への通知が必要（法第68条）

- 改正前の規則では、次のいずれかが発生し、又は発生したおそれがある事態を規定（規則第43条第1号から第4号）
 - ① 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等
 - ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等
 - ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等
 - ④ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等

⇒ 条例要配慮個人情報の仕組みを設けた趣旨を踏まえ、次の事態について、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う報告及び通知の対象とするものを規定（改正後の規則第43条第5号）

⑤ 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等

②条例を定めたときの届出の方法

- 地方公共団体の長は、法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、規則で定めるところにより、委員会に届出が必要（法第167条第1項）

- 委員会は、届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用等により公表（同条第2項）

⇒ 届出についても、原則として電子情報処理組織を使用する方法（注）により行うこととするもの（改正後の規則第70条）

（注）電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、所定の届出書を提出する方法

③施行日

令和5年4月1日（整備法第51条の規定の施行の日）

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正案（概要）①

- 整備法第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正に伴い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を改正する。
- 今回の改正案については、昨年7月及び11・12月の2回にわたり実施した全国の地方公共団体を対象とした説明会においていただいた質問や、説明会前後に提出いただいた意見等（延べ2000件超）も踏まえ、立案した。
- なお、整備法第51条による改正後の法（※）において新たに法の適用対象になる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同一の条項が適用されることになることから、ガイドラインにおいても、これらの条項については行政機関及び独立行政法人等と同じ記述が適用されるものとする。

（※）これに基づく政令、規則も含む。以下同じ。

| 事項 | 整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に <u>地方公共団体</u> の意見を踏まえた箇所) |
|-----------------|---|
| ①条例要配慮個人情報 | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報として、「<u>条例要配慮個人情報</u>」が新設（法第60条第5項）。 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体等による取得や提供等に関する固有のルールを附加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に反することを説明。 |
| ②「地域における事務」の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 法第61条第1項（個人情報の保有の制限）及び第69条第2項第2号・第3号（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）の「法令の定める（所掌）事務又は業務」には、<u>地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」</u>が含まれることを説明。 法第69条第1項（目的外利用及び提供の禁止の原則）の「法令に基づく場合」には、普通地方公共団体が「<u>地域における事務</u>」を担うことを定めている<u>地方自治法第2条第2項</u>のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは含まれないことを説明。 |
| ③死者に関する情報の開示 | <ul style="list-style-type: none"> 死者に関する情報について、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となることを説明。 |

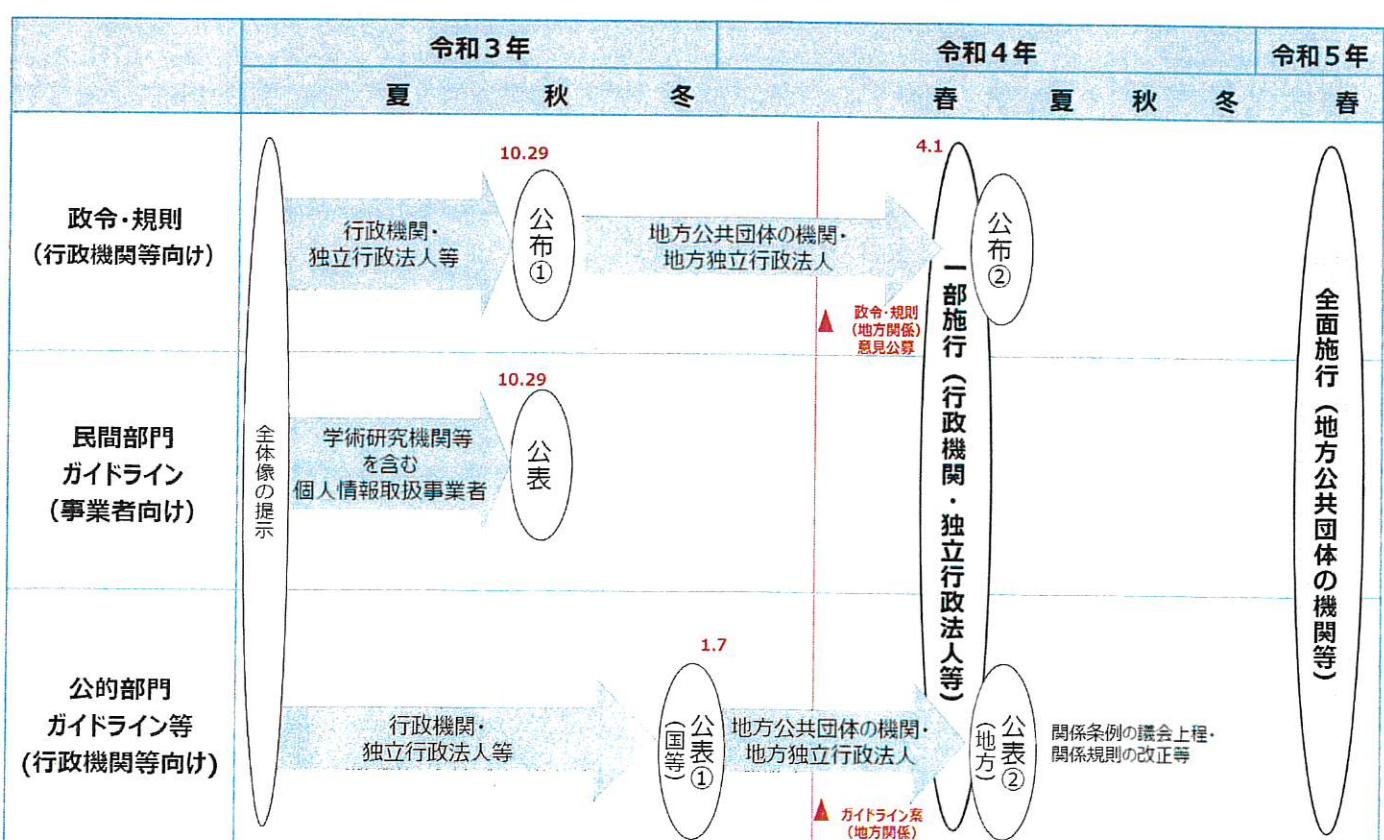
3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正案（概要）②

| 事項 | 整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所) |
|------------------------|--|
| ④地方公共団体に置く審議会等への諮問 | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。 「特に必要な場合」につき、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合がこれに当たる旨と併せ、求められる専門的知見として、サイバーセキュリティに関する知見を例示。 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された整備法第51条による法改正の趣旨に反することを説明。 施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用について、施行後は改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要があることを説明。 |
| ⑤地方公共団体による必要な情報等の提供の求め | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ（法第166条第1項）、情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに同委員会に連絡することが望ましいことを説明。 個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、同委員会に連絡することが望ましいことを説明。 |
| ⑥条例との関係 | <ul style="list-style-type: none"> 法において条例への委任規定が設けられている事項（例：本人開示等請求における手数料（法第89条第2項））及び一定の事項について条例で定めが許容されている事項（例：個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）、本人開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条））について説明。 個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていらないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことを説明。 法と重複する内容の規定を条例で定めることについて、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした整備法による法改正の趣旨に照らし、許容されないことを説明。 |

※ 地方公共団体から提出いただいた質問等の大部分を占める、改正後の法の下における具体的な運用解釈を問うものについては、今後の事務対応ガイドやQ & Aの策定・見直しにおいて、対応する記述の追加等を行っていく予定。

※ 本改正によるガイドライン（行政機関等編）の施行日は、令和5年4月1日を予定。

（参考）令和3年改正個人情報保護法の想定スケジュール



内閣官房個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「最終報告」の要点

① (地方公共団体の条例による規律とその課題)

「…上記のような課題を解決するためには、全ての地方公共団体等に適用される全国的な共通ルールを法律で規定することが効果的であり、適当である。」(「最終報告」33頁)。

② 「地方公共団体においては、住民と直接的に関わる施策を実施するが多く、これに伴い必然的に大量かつ多様な個人情報を保有することになることから、個人の権利利益の保護のため、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図り、必要な保護措置を講じてきた経緯がある。法制化後も地方公共団体等が地域の課題に対処するため、国による対応を待つことなく独自の施策を展開することは依然として求められるものであり、これに伴い保有する個人情報について、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を講じることについては、否定されるべきものではない」(「最終報告」34頁)。

③ (審議会について)

「法制化後は、法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聞く必要性は大きく減少するものと考えられる。」「他方、条例で審議会等の役割として個人情報保護制度の運用についての調査審議やその在り方についての意見具申の役割を規定している例も多く見られるが、このような役割は今後も求められるものであり、今後、審議会等の役割は、上記のような個別の個人情報の取扱いの判断に際して諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行していくことになるものと考えられる。」としている(「最終報告」40から41頁)

④ 「独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に對し、その内容を事前に確認し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができることとすることが適當である。」

地方公共団体がそのような条例を定めた場合には個人情報保護委員会に届出をし、これを受けて個人情報保護委員会は必要に応じ、「助言等の適切な監視を行うことが適當である」(「最終報告」41頁)

衆議院内閣委員会の附帯決議から（参議院内閣委員会も同趣旨の附帯決議あり）

「地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。」

改正法の条文から

- ① 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。（5条）
- ② 「個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等に、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要なときに審議会に諮問することができる。」（129条）
- ③ 「地方公共団体は（略）個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。」「委員会は前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。」（166条）
- ④ 「地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、（中略）その旨及びその内容を委員会に届け出なければならぬ。」（167条1項）

（下線はいずれも森田による）